

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年9月28日
発信課	経済総務課
担当者	笹森・梅野
連絡先	電話 0166-25-7152
	FAX 0166-26-7093
	E-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	月 日 ~
発表項目	旭川市中小企業緊急雇用維持助成金に係る 交付対象期間の延長について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等 を 記入するこ と。)	<p><概要></p> <p>「旭川市中小企業緊急雇用維持助成金の交付対象期間を延長します」 コロナ禍に伴い、国の「雇用調整助成金」を活用して従業員の一時的な休業を行う事業主に対し市が独自に上乗せ助成を実施することにより、雇用の安定と事業活動の継続を図る制度です。</p> <p>この度、国の雇用調整助成金の特例措置の期間が9月末から12月末まで延長されたことに伴い、市助成金の対象期間についても延長を行います。</p> <p><中小企業緊急雇用維持助成金の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付対象者 国の雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定を受けている、市内で事業活動を行う中小企業事業主 ●交付対象期間 国の雇用調整助成金等の判定基礎期間が <u>令和2年2月28日から令和2年12月31日までの期日を含む期間</u> であること ●助成額 国の雇用調整助成金等の支給決定額（休業分のみ）の1/8 ※1事業者の上限額 30万円 ※解雇を行わず国から助成率10/10で支給される場合は市助成金の対象外 ※市外事業所分を含む場合は、按分計算 ●申請から交付の流れ 市への申請は、国の雇用調整助成金の支給決定後に、国の申請書類・支給決定通知書の写しを添えて申請いただきます。
添付資料	有 ・ 無
報道（取材） に当たっての お願い	
備考	

対象期間延長

一時的な労働者の休業により「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた中小企業事業主の方へ

旭川市中小企業緊急雇用維持助成金 のご案内

旭川市では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国の「雇用調整助成金等」を活用し、一時的な休業により労働者の雇用の維持を行う事業主の方に、上乗せ助成をすることにより、雇用の安定と事業活動の継続を図ります。

対象事業者

- ・市内で事業活動を行う中小企業事業主であること
- ・国の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金を含みます。）の支給決定を受けている者であること

対象事業所

- ・従業員の一時的な休業を行った市内事業所で、かつ雇用調整助成金等の支給決定の対象となった事業所

助成金の額

- ・国の雇用調整助成金等の支給決定額（休業分）の1/8
- ・1事業者の上限額 30万円
- ・市外事業所を含む場合は、按分計算を行います。

⚠ 対象となった休業手当の全額が国から支給される場合（助成率10/10の適用を受けられる場合）は、市助成金の対象外です。

対象期間を
延長しました

交付対象期間

- ・国の雇用調整助成金等の判定基礎期間が
※令和2年2月28日から **12月31日まで**の期日を含む期間

<助成イメージ> ～雇用調整助成金等の助成率4/5

休業手当総額20万円（※休業手当の支払率100%）

市
助成
10%

会社
負担
10%

（国）雇用調整助成金

休業手当100%×4/5=16万円（80%）

（市）中小企業緊急雇用維持助成金

★国の支給決定額の1/8

例示の場合～16万円×1/8=20,000円



1事業者につき30万円が上限です。市外事業所を含む場合は、按分計算を行います。

<申請書類>

- ・旭川市中小企業緊急雇用維持助成金交付申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・交付申請額の算定書
- ・雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ・雇用調整助成金等の支給申請書類の写し（様式の定めのあるもの）
- ・市内事業所の労働者名簿（市外事業所と按分する場合のみ）

お手元がない場合は、市に御相談ください。（25-7152）

申請書類は
市HPから
ダウンロードが
できます。



<申請期間>

- ・国の雇用調整助成金等の支給決定の日以降、**令和3年3月31日まで**

裏面もご覧ください

制度Q&A

どのような事業所が対象となりますか？

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い従業員の一時的な休業を行い、かつ交付対象期間（※表面参照）に係る雇用調整助成金等の支給決定を受けた市内の事業所が対象となります。

パートやアルバイトも対象となりますか？

雇用調整助成金の特例として、雇用保険被保険者でない労働者（週20時間未満のパートやアルバイト等が該当）の休業を対象とした「緊急雇用安定助成金」制度があります。この助成金に該当する場合は、本市の助成対象になります。

解雇等を行わず、休業手当全体の助成率を10/10として国の助成金を受給することができますが、この場合でも市助成金の対象となりますか？

雇用調整助成金では、企業規模のほか、休業や雇用状況に応じて助成率が設定されており、助成率に応じた企業負担分が発生します。本事業は、この企業負担分への支援を行うものです。このため、国の特例措置により、休業手当の全額が国から支給される（助成率10/10の適用を受ける【遡及適用を含みます】）場合は、市助成金の対象とはなりません。

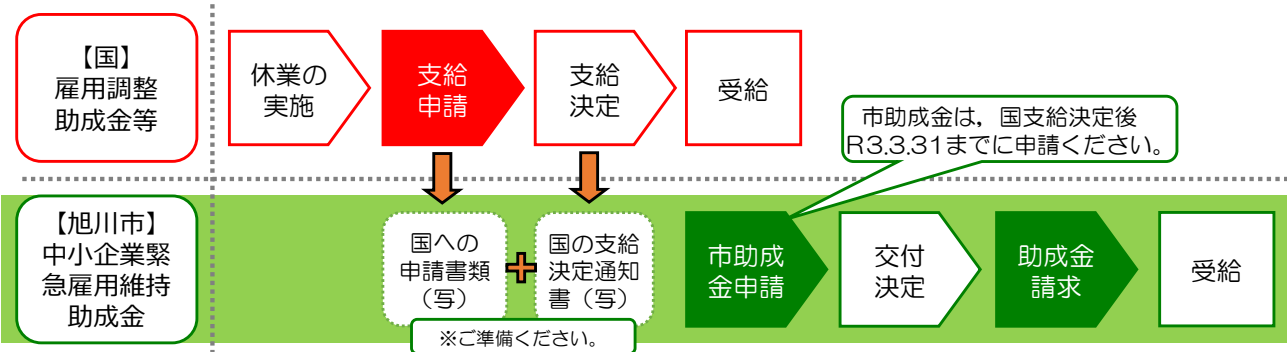
市助成金の計算方法及び必要な資料はありますか？

市助成金は、雇用調整助成金等の支給決定額を基礎として助成額を算出します。このため、算出の基礎資料（支給決定額や判定基礎期間等の確認）として、雇用調整助成金等の支給決定通知書及び申請関係書類の写しが必要ですので、お手元にご準備ください。また、市外事業所分と合わせて支給決定を受けており、按分計算が必要な場合は、市内従業員の労働者名簿を添付してください。

市助成金の限度額は？

市助成金の上限額は、事業所数や月数にかかわらず、1事業者につき30万円が上限です。

●申請から交付までの流れ



●ご注意ください

- 1事業者の交付上限額は、30万円です。
- 申請には国の申請書類等の写しが必要ですのでご準備ください。
- 申請は、令和3年3月31日までに行ってください。
- 予算がなくなり次第、申請を締め切る場合があります。
- 国の制度変更によっては、事業内容を変更する場合があります。

お手元がない場合は、市に御相談ください。(25-7152)

申請書類は市HPからダウンロードができます。

【申請受付・お問合せ】

旭川市役所 経済部経済総務課 雇用労政係（平日8:45～17:15）
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階
電話0166-25-7152

